/	レ附帝設備利用科金衣			(2023. 3. 17 版)
種別	品名	単位	金額	備考
			1回	V用プラ
舞台備品	平台	1台	150円	
	緋毛せん	1式	450円	
	地がすり	1式	450円	
	上敷きゴザ	1 枚	150円	
	金屏風	1双	1,500円	
	指揮者台	1台	150円	
	指揮者用譜面台	1台	100円	
	譜面台	1台	50円	
	譜面灯	1台	50円	
	演奏者椅子	1 脚	50円	
	音響反射板	1式	3,000円	
	前舞台 1	1台	2,000円	
	前舞台 2	1台	2,000円	
	 花台	1台	300円	
	演台	1台	450円	
	司会台	1台	300円	
	グランドピアノ(ヤマハCF	1台	3,000円	調律料は別途
	III)			
	グランドピアノ(スタインウェ	1台	6,000円	調律料は別途
	イ D - 274)			
	リノリウム	1式	5,000円	
	所作台	1式	5,000円	人件費は別途
	松羽目	1 枚	1,500円	
	めくり台	1台	150円	
	紗幕	1枚	2,000円	
音響設備	マイクロホン	1本	750円	
	コンデンサーマイクロホン	1本	1,000円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,500円	
	三点吊装置	1式	1,500円	
	音響再生機	1台	1,000円	
	移動型スピーカー	1台	1,000円	
	移動型ミキサー	1台	2,500円	
	デジタルレコーダー	1台	2,000円	
映像設備	スクリーン	1式	750円	
	0 -8 > 2	1 /5	1 000 III	コカロ)、ナムナ
	プロジェクター プロジェクター (ホール用)	1台	1,000円	スクリーンを含む。

照明設備	ボーダーライト	1列	1,000円	
ym y gyv viig	フロントサイドスポットライト	1組	750円	
	サイドスポットライト(追加)	1台	500円	
	サスペンションライト	1台	300円	
	シーリングスポットライト	1組	1,500円	
	アッパーホリゾントライト	1列	1,500円	
	ロアーホリゾントライト	1列	1,000円	
	フットライト	1列	1,000円	
	ピンスポットライト(大ホー	1台	1,500円	
	ル)			
	ピンスポットライト(多目的ホ	1台	750円	
	一ル)			
	天井反射板ライト	1式	1,500円	
その他	展示パネル	1枚	200円	

備考

- 1 この表の各利用料金は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時までをそれぞれを1回とした利用料金とする。
- 2 構成員に2人以上の高校生以下の者を含む次の各号のいずれかに該当する団体が当該高校生以下の者が主体となった団体活動又は当該高校生以下の者を対象とする事業のために利用するときの利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1に相当する額(50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを50円とする。)とする。
 - (1) 当該高校生以下の者の人数が構成員の半数以上である団体
 - (2) 当該高校生以下の者に乳幼児又は障害児が含まれている団体で市長が適当 と認めたもの

※内容は今後追加を予定しております。

<u> </u>				(2023. 3. 17 //汉)	
種別	品名	単位	金額 1 時間	備考	
舞台備品	リノリウム	1式	810円		
	譜面台	1台	10円		
音響設備	マイクロホン	1本	130円		
	ワイヤレスマイクロホン	1本	130円		
	ポータブルアンプスピーカー	1 台	150円		
	アンプ	1台	130円		
	シンセサイザー	1台	130円		
	ドラムセット	1式	130円		
	ピアノ(諸室用)	1台	200円	調律料は別途	
映像設備	スクリーン	1式	200円		
	プロジェクター	1台	270円	スクリーンを含む。	
	映像再生機	1台	270円		
その他	演台	1台	120円		
	展示用大型移動壁	1枚	50円		
	展示パネル	1枚	40円	展示用ライトを含む。	
	簡易ステージ	1台	400円		
	ジョイント式フロアマット	1式	50円		
	パソコン	1台	130円		
	スピーカーマイク(パソコン	1台	130円		
	用)				
	カメラ (パソコン用)	1台	130円		
	モニター	1台	130円		
	コードリール	1台	20円		
	LEDスタンドライト	1台	50円		

備考

- 1 構成員に2人以上の高校生以下の者を含む次の各号のいずれかに該当する団体が当該高校生以下の者が主体となった団体活動又は当該高校生以下の者を対象とする事業のために利用するときの利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1に相当する額(10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)とする。
 - (1) 当該高校生以下の者の人数が構成員の半数以上である団体
 - (2) 当該高校生以下の者に乳幼児又は障害児が含まれている団体で市長が適当 と認めたもの
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

※内容は今後追加を予定しております。